

## 第24期第35回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年4月5日(水曜日) 13:30～14:28

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第13番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	村上壽一	第15番	土岐若水
第5番	塩見敏夫	第16番	伊藤慎吾
第6番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第7番	横井直次	第18番	松木ワカ子
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	宇野賀津美		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員 2人

第10番	古川一豊
第12番	小野春雄

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主任	井上貴清
専門員	和田昌志		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

**原事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、改めてこんにちは。今日の桜が満開というわけで、非常にいい季節と気候でございます。そもそも今日は二十四節気の清明といいまして、すべてのものがいきいきと清らかに見えるという素晴らしい季節であるということでございます。今日から我々も新しい年度での活動が始まります。職員の方々も入れ替わりまして、我々も7月19日までの任期が残っておりますが新しい年度で心機一転残りの活動もしていきたいと思っておりますのでよろしく御報告いたします。それでは、ただいまから第35回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第3号まで、農政関係は議案第1号及び議案第2号を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において横井直次委員と藤田健太郎委員を指名いたします。両委員さんよろしく御報告いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号が決議事項、第2号及び第3号は意見事

項となっております。加えまして報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、渡邊勝俊委員と加藤宏司委員が関係しておりますので、退室願います。暫時、休憩します。

(委員退席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**藤田事務局次長**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田70筆、畑46筆、合計面積98,068.07㎡でございます。2ページをお開きください。3番の(1-1)さんから59番の(1-57)さんまでの57件ございまして、内訳といたしましては、再設定が57件、期間は1年間で1件、2年間で3件、2年10ヶ月間で3件、3年間で31件、3年11ヶ月間で1件、4年間で12件、5年間で5件、10年間で1件、利用権の種類は使用貸借権が52件、賃貸借権が5件となっております。以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に適合すること等を確認いたしております。御審議よろしくお願いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、3番から59番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、寺尾委員。

**寺尾委員**

全件、再設定ですか。

**藤田事務局次長**

はい。全件、再設定です。

**藤田会長**

他に、御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

9ページを御覧ください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

**井上主任**

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。10ページをお開きください。

5番、垣生二丁目、田1筆、申請人は(2-1)さん。内容は自己住宅104.34㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

はい。ありがとうございました。

以上、5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は10件です。12ページを御覧ください。

55番、外山町、田1筆、譲受人は(3-1)さん。内容は自己住宅65.41㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

56番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(3-2)さん。内容は自己住宅99.37㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

57番、松木町、畑1筆、譲受人は(3-3)さん。内容は貸し露店駐車場一体利用地として宅地33.09㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

58番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は(3-4)さん。内容は自己住宅85.91㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

59番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は(3-5)さん。内容は露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

60番、宇高町三丁目、田1筆、譲受人は(3-6)さん。内容は建売住宅4戸144.08㎡、1000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画

法の開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページを御覧ください。

61番、星原町、田1筆、譲受人は(3-7)さん。内容は賃貸共同住宅2棟354.46㎡、一体利用地として宅地17.56㎡があり、1000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法の開発許可も同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

62番、船木字檜ノ端、畑1筆、譲受人は(3-8)さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として雑種地40㎡及び宅地494.89㎡、用途廃止の水路19.49㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

63番、垣生六丁目、田2筆、譲受人は(3-9)さん。内容は露天資材置き場及び貸し駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

64番、中村松木二丁目、田1筆、譲受人は(3-10)さん。内容は建売住宅3戸185.02㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、55番から64番までのいずれの議案につきましても申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、55番から64番までについて質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。16ページをお開きください。

農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について、事務局から報告をお願いいたします。

**井上主任**

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、1番及び2番の2件でございます。

1番、(報-1)さん。及び2番、(報-2)さんからそれぞれ農地所有適格法人報告書が提出されており、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件をすべて満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

続きまして、17ページを御覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から報告をお願いします。

**藤田事務局次長**

引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご報告いたします。

租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに引き続き農業経営を行っている旨の証明等を添えて税務署に届け出ることとなっております。17ページを御覧ください。1番、2番の2件でございます。

1番、船木、田2筆、畑1筆、面積計1,157㎡、  
相続人は(報-3)さんです。被相続人は(報-4)さんです。

相続開始年月日は、平成28年5月20日。地元委員の藤田隆委員さんと事務局が該当農地を現地調査して適正に運営されていることを確認いたしました。

2番、外山町、田5筆、畑4筆、面積計5,726㎡、  
相続人は(報-5)さんです。被相続人は(報-6)さんです。

相続開始年月日は、令和元年7月17日。地元委員の高橋征三委員さんと事務局が該当農地を現地調査して適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

続きまして、18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号、第2号は決議事項、協議事項が1件、報告事項が1件となっております。

**藤田会長**

1ページを御覧ください。

## 原事務局長

議案第1号「令和5年度新居浜市農業委員会活動計画について」を議題に供します。

議案第1号、令和5年度新居浜市農業委員会活動計画について説明させていただきます。令和5年3月6日の役員会での決議をもとに作成いたしました。

総会資料2ページを御覧ください。

まず、Ⅰ 活動方針でございます。

日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、令和5年4月1日の改正農業経営基盤強化促進法施行にあたり、「人・農地プラン」が法定化され、市町村は地域の農業の将来の在り方、農地利用の目標地図を含めた「地域計画」を策定することとなりました。

農業委員会は、目標地図の素案作成など、これまで以上に農地の集積・集約化を推進することを位置づけられており、一方で、農業委員会の役割や活動が農業の発展に貢献していることを社会に広く認知させるため、農業委員会活動の「見える化」が強く求められています。

本市農業委員会は、こうした要求に的確に応えながら、農業委員会活動の「見える化」を図り、食料の生産基盤である農地を次世代に引き継ぐため、農地所有者等の意向把握等の日々の最適化活動に全力で取り組み、目標地図の実現と農地利用の効率化・高度化を目指し、関係機関・団体等と一体となって目標が実現できるように積極的に活動します。

次に、Ⅱ 具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再

編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。

3 ページを御覧ください。

2 の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業でございます。

次に、3 の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。

最後に、4 の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業等の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通しくださいますようお願いいたします。

次に、4 ページを御覧ください。

Ⅲ「令和5年度活動の重点項目」でございますが、3 つの項目を重点項目といたしております。

まず、1 農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めます。また、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施し、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見に努めます。

また、日頃から地域の農地パトロールの実施に努め、地域内での情報交換を行うとともに活動を実施した月日、場所、相手方を具体的に記録します。活動記録簿に基づき、活動成果や問題点について総会において定期的に協議し、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2 の農政活動の推進につきましては、新居浜市

の直面している農政の諸問題について調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見書の提出に結び付くよう努めます。

また、「地域計画」の策定に向けて、市長部局や関係機関と定期的に話し合うなど連携を強化し、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化につながるよう農地の所有者の意向を把握し、地域の話し合いにも積極的に参加し、目標地図の素案の作成に取り組めます。

次に、3の景観形成作物取組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、景観形成作物（ポピー・コスモス等）の作付けを継続して市内3ヶ所で行い、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持及び農村と都市の景観保全に努めます。また、関係機関に働きかけ、事業の拡大に努めます。

以上で「令和5年度新居浜市農業委員会活動計画」の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

議案第1号「令和5年度新居浜市農業委員会活動計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

**藤田会長**

5ページを御覧ください。

## 原事務局長

議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を説明させていただきます。令和5年3月6日の役員会での決議をもとに作成いたしました。

総会資料6ページを御覧ください。

令和5年度最適化活動の目標の設定等となっております。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により作成しております。

Iは農業委員会の状況でございます。

次に、7ページを御覧ください。

IIは最適化活動の目標でございます。1 最適化活動の成果目標として、(1)から(3)の3つの項目がございます。まず、(1)農地の集積については、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積目標でございます。令和3年10月に作成した新居浜市の基本構想で10年後に目指す集積率24.6%から算出し、今年度の目標は、新規集積面積10ヘクタールとなっております。

次に、(2)遊休農地の解消については、令和4年度の調査で判明した遊休農地面積85ヘクタールのうち、緑区分の28ヘクタールについては、今年度から4年かけて解消することを目標とするため、今年度の解消目標面積は7ヘクタールとなります。黄色区分については、基盤整備の計画を基に工程表を策定することが目標であるため、引き続き市への要望を続けていきたいと思いません。

次に、8ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進でございますが、農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意

を得た農地を取りまとめて公表するものとなっていることから、※2にあるように、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上にあたる面積2.2ヘクタールを目標としております。

次に、2 最適化活動の活動目標でございます。

(1) から (3) の3つの項目がございます。委員さんの活動についての目標になります。

まず、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、農業委員会全体として取り組む活動に加え、日常の農作業のための圃場の行き来と併せて行う「農地の見守り」や「農家への声かけ」等の活動も含め、1月に行う1人当たりの活動日数を8日としました。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、農林水産省経営局長通知により、活動強化月間として3月以上を設定することを目標として設定するものとなっているため、年3回設定しております。今年度は秋頃から「地域計画」の話し合いが予定されているため、話し合いに参加することを目標としております。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、「農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとする。」となっていることから、毎年2月頃に実施している新居浜市営農推進協議会による新規就農相談会に参加することとしております。

今後の予定としましては、只今説明しました令和5年度最適化活動の目標の設定等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で提案説明を終わります。

御審議の程、よろしく願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

議案第2号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定させていただきます。

**藤田会長**

続きまして、協議事項に入ります。

新居浜市農業施策に関する意見書について、先月の総会で出していただいた意見をもとに事務局で最終案を作成いたしましたので、再度協議を行いたいと思います。

それでは、資料について事務局から説明をお願いします。

**中島係長**

それでは、資料についてご説明いたします。

資料の9ページを御覧ください。

前回、提示させていただきました意見書(案)に3月の総会で意見をいただきました12ページの4、「計画的な農業生産基盤整備の実施」の一部を追加修正いたしまして、意見書の最終案を作成いたしました。

前回の総会以降に変更した部分を赤字にしております。この最終案で問題がなければ、次回の総会で議案として提出したいと思いますので、ご意見等ございましたらよろしくをお願いします。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これらの内容について意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、この最終案を第24期委員の意見書として、次回の総会で議案として上程させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**藤田会長**

(「異議なし」の声あり)

続きまして、報告事項に入ります。

13ページを御覧ください。

令和4年4月から令和5年3月までの業務について報告いたします。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしましたが、7月と8月は新型コロナウイルス感染急拡大のため書面決議となりました。

また、5月31日に全国農業委員会会長大会、12月1日に全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催され、どちらも私が出席いたしました。その他については資料のとおりですので、お目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を4回開催しました。

資料14ページを御覧ください。(2) 総会及び農政関係の開催状況、15ページから16ページには、(3) 農地関係の開催状況を記載しておりますが、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、17ページのイの農地の権利移転・設定状況、18ページのウの農地の転用取扱状況につきましても資料のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況につきましては、該当ありませんでした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、転用確認書交付証明57件、農業用施設証明27件、その他諸証明53件でした。

カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

次に、19ページを御覧ください。

(4) 事務局報告についても資料のとおりですので、お目通しください。

以上で、業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。

ここで事務局より事務連絡がございます。事務局どうぞ。

**藤田事務局次長**

委員の公募結果について、ご報告いたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募につきましては、ご協力ありがとうございました。

3月31日までの受付期間に、農業委員19人の推薦と1名の応募、農地利用最適化推進委員14人の推薦と1名の応募がありました。いずれの応募の方は、同一人物です。

定数を超過しておりますので、今後は選考を行い、任命・委嘱の事務を進めていきたいと思っております。

**藤田会長**

ありがとうございました。

今日は、令和5年の活動計画と、3年に1度市長に提出している意見書のまとめについて御審議いただきました。意見書につきましては、来月皆様方に上程をして議決をいただいて、市長に提出をさせていただきます。

以上をもちまして、第35回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

**原事務局次長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員